

○総務省令第八十九号

交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第四百四号）第四条第八項の規定に基づき、交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十七日

総務大臣 高市 早苗

交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

交通安全対策特別交付金の算定に関する省令（昭和六十二年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(改良済道路の延長の算定)</p> <p>第二条 令第四条第八項に規定する改良済道路の延長は、当該年度の初日の属する年の前年の三月三十一日現在において国土交通省が行った道路施設現況調査による規格改良済延長の数値とする。この場合において、算定した数値に一キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p>
改正前	<p>(改良済道路の延長の算定)</p> <p>第二条 令第四条第八項に規定する改良済道路の延長は、当該年度の初日の属する年の前年の四月一日現在において国土交通省が行った道路施設現況調査による規格改良済延長の数値とする。この場合において、算定した数値に一キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。